

令和5年10月27日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和5年(ネ)第153号 損害賠償請求控訴事件 (原審・広島地方裁判所三次支部
令和4年(ワ)第14号)

口頭弁論終結日 令和5年9月1日

判 決

広島県庄原市三日市町309

控訴人(1審原告)

高 野 邦 夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

被控訴人(1審被告)

国

同代表者法務大臣

小 泉 龍 司

同指定代理人

高 野 剛

同

中 嶋 昌 浩

同

南 和 之

同

若 槻 明 雄

同

吉 賀 あ ゆ み

同

山 下 峻

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人は、控訴人に対し、10万円及びこれに対する令和3年9月16日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要 (略称は当審において新たに定めるほかは原判決の例による。)

1 本件は、広島地方検察庁三次支部の検察官（以下「本件検察官」という。）が、控訴人の提出した告訴状の日付を実際の日より遅らせて記入し、これを、控訴人が被控訴人に対して提起した損害賠償請求訴訟（別件訴訟）において、被控訴人が証拠として提出したことにより、別件訴訟の担当裁判官を欺いて勝訴判決を得たとして、控訴人が、被控訴人に対し、民法715条1項に基づき、告訴手続に要した費用の一部として1円及び慰謝料の一部として9万9999円の合計10万円並びにこれに対する不法行為後の日である令和3年9月16日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求めた事案である。

原審が、控訴人の請求を棄却したところ、控訴人がこれを不服として本件控訴を提起した。

2 当事者の主張は、後記3のとおり当審における控訴人の補充主張を加えるほか、原判決の「事実」中「第2 当事者の主張」に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補充主張

国家賠償法1条1項に基づく請求と民法715条1項に基づく請求は流動的なものと解されており、国家公務員の行為についても、被用者として民法715条1項の適用があるというべきである。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も控訴人の請求は失当であると判断する。その理由は、原判決の「理由」中「第1 請求原因について」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 なお、控訴人の補充主張に鑑み付言するに、控訴人の損害賠償請求を国家賠償法1条1項に基づくものであると解するとしても、そもそも本件検察官が控訴人作成の告訴状に虚偽の日付を記入したことを裏付ける的確な証拠はなく、控訴人が前提として主張する事実を認めることができないから、控訴人の主張

に理由がないことは明らかである。

3 結論

よって、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり判決する。

広島高等裁判所第2部

裁判長裁判官

小 池 明 善

裁判官

若 松 光 晴

裁判官

財 津 陽 子

これは正本である。

令和5年10月27日

広島高等裁判所第2部

裁判所書記官 下郷裕之

